

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の休職の事由に関する条例

昭和53年3月2日条例第8号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第27条第2項の規定に基づき、
休職の事由に関し必要な事項を定めるものとする。

（休職の事由）

第2条 休職の事由については、矢巾町職員の休職の事由に関する条例（昭和41年矢巾町条例第
19号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。